

徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 加盟認定要項

(目的)

第1条 この要項は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）として認定し、支援することにより、地域住民の健康増進、児童生徒の体力・運動能力の向上、青少年の健全育成、スポーツ環境の向上及び地域スポーツの推進を図り、もって生涯スポーツ社会を実現することを目的とする。

(加盟認定の要件)

第2条 総合型クラブの加盟認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多種目のスポーツ活動を、年間を通して定期的に、様々な世代、技術レベル及び志向の者を対象に、適切な指導者を配置して実施していること。
- (2) 総合型クラブ所在市町村内のスポーツ施設を活動の拠点としていること。
- (3) 次のいずれにも該当する団体（法人を含む。以下同じ。）であること。
 - ア 総合型クラブのスポーツ活動に参加する者（以下「会員」という。）が、自由に加入及び脱会できること。
 - イ 原則として会員の2分の1以上が総合型クラブ所在市町村に居住し、又は当該市町村内の事業所に勤務する者（以下「地域住民等」という。）であること。
 - ウ 団体の代表者が地域住民等であること。
- (4) 規約、年間事業計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- (5) 設立総会（総合型クラブを設立するための総会をいう。以下同じ。）を行っていること。
- (6) 運営委員会（総合型クラブを自主的かつ民主的に運営することを目的として、会員の一部によって構成される会議をいう。）を設置していること。
- (7) 事務局を設置し、総合型クラブの運営に関する事務を行う事務局員を配置していること。
- (8) 会員から運営に必要な会費を徴収していること。
- (9) 政治上の主義若しくは施策又は宗教上の教義を推進・指示し、またこれに反対する活動を行っていないこと。
- (10) 県協議会年会費を納入していること。

(認定の申請)

第3条 総合型クラブの加盟認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、加盟認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、県協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約又はそれに相当するもの
- (2) 設立趣意書その他設立総会の開催に係る資料
- (3) 役員名簿
- (4) 申請年度の事業計画書及び予算書
- (5) 申請前年度の事業報告書及び決算報告書
- (6) クラブ組織図その他の事務局員、指導者等の配置状況が分かる資料

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

(認定の決定)

第4条 前条の規定による認定の申請があったときは、県協議会常任理事会が当該申請に係る書類等を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、加盟認定の可否について審査するものとする。

2 会長は、総合型クラブの認定の決定をする場合において、加盟認定の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

3 会長は、第1項の規定により加盟認定の可否を決定した場合は、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を、加盟認定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 加盟認定を受けた総合型クラブ(以下「加盟クラブ」という。)は、加盟認定申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに会長に届け出なければならない。

(活動状況の報告)

第6条 加盟クラブは、会長が指定する日までに、総会資料(事業報告書及び収支決算書、事業計画及び収支予算書、その他加盟クラブの活動状況が分かる資料)等を会長に提出しなければならない。

2 会長は、必要に応じて、加盟クラブの活動状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第7条 会長は、加盟クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該加盟認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(2) 第2条に掲げる加盟認定の要件を満たさなくなったとき。

(3) 加盟クラブの指導者又は会員が、精神的又は身体的暴力行為、セクシュアル・ハラスメント等により、当該行為を受けた者等の心身を著しく傷つけ、又は傷つけたと認められる行為を行ったとき。

(4) 加盟クラブ所在市町村のスポーツ関係施設の管理運営に支障がある行為を行ったとき。

(5) その他、会長が加盟クラブとして不相当と認めたとき。

(加盟クラブの責務)

第8条 加盟クラブは、加盟クラブ所在市町村及び教育委員会が行う事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うものとする。

2 加盟クラブは、会員に対してスポーツ保険その他の傷害保険の加入促進に努めなければならない。

3 加盟クラブの役職員等の関係者は、公益財団法人徳島県スポーツ協会の倫理規定第3条及び第4条に定める事項を遵守するとともに、「公益財団法人徳島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うよう努めなければならない。

(委 任)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。